

2015

現代福祉学部国内研修奨励金給付制度について

～フランニング・マネジメントの能力アップをサポートします～

1. 国内研修奨励金給付制度とは？

国内の様々な現状に接し、今後の学業に活かそうとする現代福祉学部生のための制度です。自ら企画・立案した視察、調査の実施等にかかる費用の一部（交通費、宿泊費、研修費）を給付してフィールドワークをバックアップします。個人で行うほかに、グループでの研修も認められています（合宿等のゼミ行事は対象外）。下記の期間中に視察、調査を計画している皆さんを対象に募集します。

興味や関心がある活動をしている施設や地域を視察・調査し、現状や活動内容などを学んでください。見学だけでなくボランティア活動等を含む中身の濃いプランが望まれます。なお、シンポジウム等の外部イベントに参加するだけでは、給付の対象になりません。原則としてオリジナルの企画を立案してください。

2. 給付の範囲

皆さんが企画した国内の様々なフィールドの視察・調査にかかる費用のうち、**交通費、宿泊費、研修費について1名につき5,001円以上**の場合に奨励金を給付します。ただし、**上限は1グループあたり200,000円、1人あたり30,000円**としますが、応募者多数の場合は、数多くの学生に支給できるよう上限額を変更する場合があります。なお、支給の範囲は、以下のとおりです。

★交通費

- ①100キロメートル以遠の場合は、新幹線、特急を利用できます。
- ②80キロメートル以遠の場合は、急行を利用できます。
- ③座席指定料金については、利用する一列車が100キロメートル以遠の場合に支給します。
- ④訪問地が北海道・四国・九州以遠の場合、または時間的・経済的に合理的な場合は、航空機を利用できます。
- ⑤車（自家用車・レンタカー等）の使用は認められません。
- ⑥グループの場合、メンバー全員が同じ経路・交通手段で集合・解散場所～研修先間を往復しなければなりません。
- ⑦給付の対象となる交通費とは、起点から研修先までの往復の合理的な金額を示します。したがって、経路を逸脱した部分の交通費は給付の対象とはなりません。

※起点の設定について

- ①自宅生（個人）：自宅が起点となります。
- ②自宅外生（個人）：夏季休暇、冬期休暇等で帰省している場合は帰省先が起点となり、帰省せず下宿から研修を開始する場合は下宿先が起点となります。
- ③グループの場合：メンバー全員の集合場所（＝解散場所）が起点となります。

★宿泊費

- ①1泊につき、上限10,000円までの実費を支給します。

3. 他の奨励金制度との併願について

皆さんが企画した視察・調査について、国内研修奨励金制度の他に、学内の他の奨励金制度を併願する場合には、企画書の所定欄に申請内容を記して下さい。なお、学内の他の奨励金制度が採用された場合には、利用する奨励金制度を申告して下さい。

4. フィールドワーク実施期間

第2期：

2015年12月1日（火）から2016年2月29日（月）までの冬季、春季休暇及び休日等、参加者の履修科目のない日

これまでの国内研修視察エリア・テーマは現代福祉学部ホームページに掲載しています！

5. 奨励金給付人員、申請手続期間、奨励金給付者の決定

第2期：

奨励金給付人員	申請手続期間	奨励金給付者の決定
10名程度	2015年9月16日(水)～10月31日(土)	11月18日(水) (予定)

※奨励金給付者は提出された研修企画書により現代福祉学部教授会が審査し決定します。

6. 申請手続書類及び提出先

申請手続書類：国内研修企画書（兼 国内研修奨励金願書）（一式）

提出先：現代福祉学部事務室

7. 各種書類・報告書の提出期限

研修終了後に研修成果報告書（約3,000字）と国内研修奨励金給付申請書、領収書をあわせて提出してください。グループ研修の場合、メンバー各自が報告書等を作成して提出しなければなりません。

提出期限（2月2日以降終了者除く）＝フィールドワーク終了後、1ヵ月以内。

（例：1月7日終了→提出期限＝2月7日）

提出期限（2月2日以降終了者）＝次のうちのどちらか早い方の日（①と②は別々に提出可）。

①国内研修奨励金給付申請書、領収書...活動終了後1ヵ月後または3月1日まで。

②報告書...活動終了後1ヵ月後または3月15日まで。

（例：2月20日終了→①国内研修奨励金給付申請書、領収書提出期限＝3月1日、②報告書提出期限＝3月15日）

8. 奨励金給付の時期

第2期：2016年3月下旬

※支給されるのは予定額ではなく、実費です。

例：30,000円予定のところ28,000円の交通費、宿泊費、研修費で済んだ場合＝28,000円支給。

30,000円予定のところ35,000円かった場合＝30,000円支給。

9. 賠償責任保険について

大学で加入している保険は、本人、対人、対物の損傷に対応できます（補償限度額。但し、訪問先までの道のりで事故が起きた場合、対人、対物の補償はありますが、本人への補償はありませんので、注意してください。）

※保険の対象となるのは、実際に研修に関わる部分です。研修前後に寄り道等をした場合等は対象となりません。

10. 研修先との交渉について

各自（各グループ）で交渉してください。提出時に研修先が確定していない企画は審査されません。

準備段階で研修先と交渉をしていて、大学の奨励金給付対象から外れた等の理由で研修を中止する場合には、必ず研修先にその旨を連絡してください。訪問先に迷惑をかけないように十分に注意してください。

大学からの依頼状が必要な場合は現代福祉学部事務室で申請してください。

11. その他

①過去に国内研修または海外研修奨励金の給付を受けていない学生を優先します。

②提出した書類の内容に変更が生じた場合は、直ちに現代福祉学部事務室へ届け出てください。

③次の場合は、奨励金の給付を取り消すことがありますので注意してください。

- ・提出した書類の内容に虚偽があったとき。
- ・休学、退学したとき。または除籍されたとき。
- ・病気やけがなどで研修を実施できなかったとき。
- ・無断で期間、経路、研修先等を変更したとき。
- ・現地での活動、報告書の内容が不十分な場合。
- ・その他、奨励金の給付を受ける者として適当でないと認められたとき。

以上